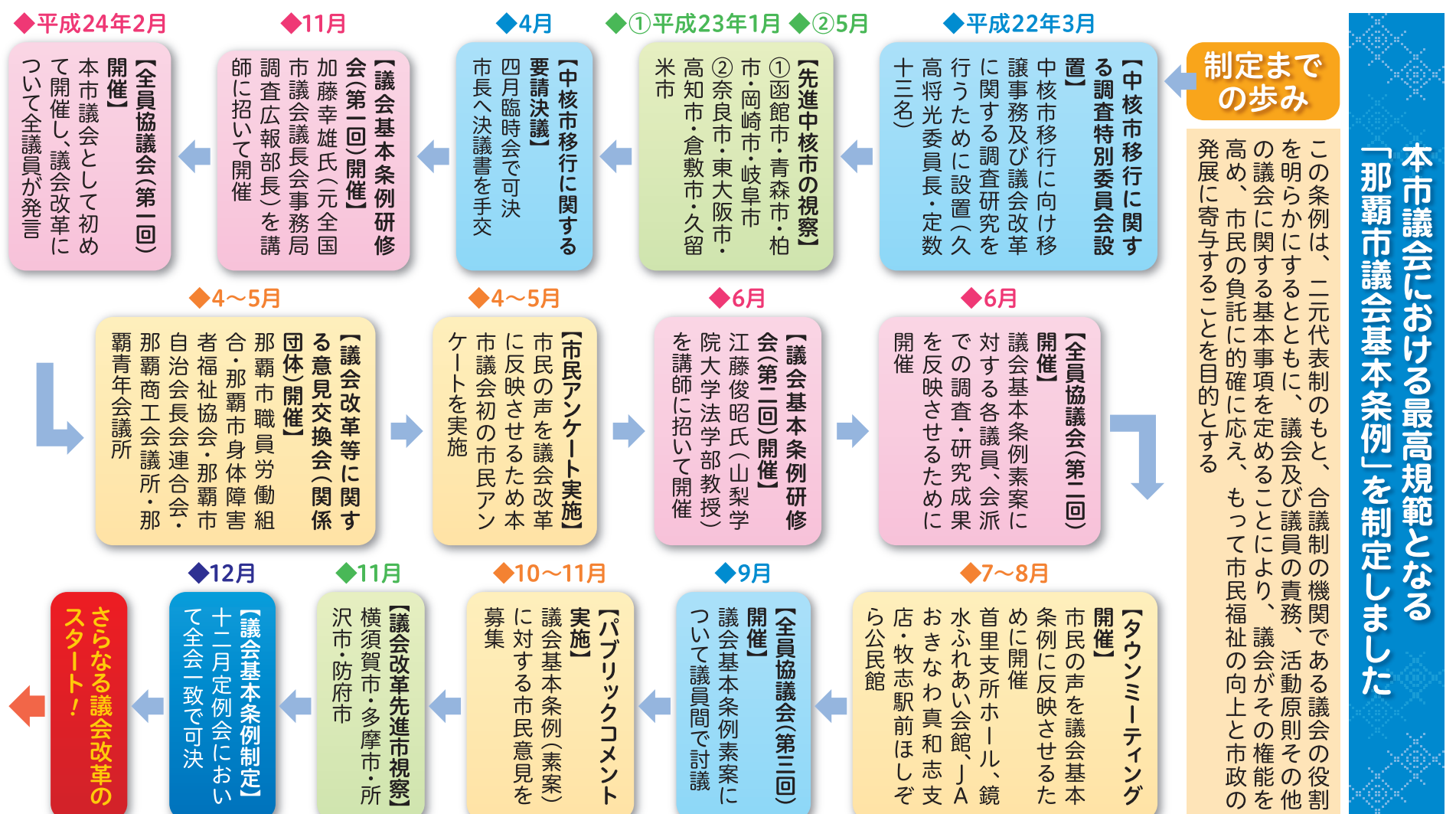




中核市にふさわしい議会をめざして



市民に開かれた・わかりやすい・提案型の議会へ



新しい議場の特徴を紹介します

那覇市議会基本条例（抜粋）

前文

那覇市は、かつて琉球王府が存する万国津梁の交流拠点として、アジア諸国との交易で栄え、独自の文化圏を形成した。明治の廃藩置県後、他府県に遅れて大正10年に市制施行となり、那覇市議会が設置された。その後、悲惨を極めた沖縄戦と27年間に及ぶ米国施政権下を経て、昭和47年の本土復帰により、日本国憲法及び地方自治法に基づく自治体及び議会として再出発し、現在に至っている。

この間、恒久平和を希求し、住民の権利と自治を獲得するための先人の労苦は計り知れず、行政と議会が車の両輪となって、市民とともに幾多の苦難を乗り越えながら、今日の市政を築いてきた。

那覇市議会は、この先人の尊い歩みと精神を踏まえ、県都の言論の府として、県内議会の先導的役割を担ってきたところである。

昨今、地域主権改革が叫ばれる中で、二元代表制の一翼を担う議会の役割と責務がこれまで以上に増大している。市民の代表機関である議会が、市長とともに市政の発展と市民福祉の向上に対する責務を負うことは当然のこととして、新たな時代にふさわしい議会の構築が求められている。

このため、那覇市議会は、会派及び議員個々の立場の違いを超えて、執行機関の監視及び評価機能の強化拡充を図るとともに、議員間の自由闊達な討議により積極的な政策立案及び政策提言を行う議会へと自らを改革していかねばならない。

さらに、市民の積極的な参加と協働のもと、公平・公正にして透明性のある合議体としての議会づくりを通して、市民の多様な意見を反映でき、市民に開かれ信頼される議会へと成長発展していく必要がある。

よって、那覇市議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務と活動原則、市民との関係、執行機関との関係等を明確に定め、市民と行政の架け橋となる「地方自治の津梁」たるべく、議会及び議員としての不断の努力を通して、市民の負託に応えることを決意し、本条例を制定する。

背景は琉球貿易図屏風（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵）

第3章 市民と議会の関係

（会議の公開と市民参画機会の確保）

第6条 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。

【解説】

本会議や委員会を含め議会の会議は、原則として誰でも傍聴できます。また、市民のさまざまな意見を議会活動へ反映できるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保を図っています。



親子傍聴室の設置

小さなお子様連れでも傍聴することができます

ガラスの部屋が
親子傍聴室
なのね



バリアフリー

車いすの方がスムーズに出入りできるようスロープを整備しました



磁気ループの設置

難聴者の方の傍聴に対応しています
(貸出用補聴器を5台用意しています)



地方自治体の執行機関としての市長と、議事機関としての議会の議員を、ともに住民の直接選挙で選ばれた市長と議会がそれぞれ住民の代表機関として、対等の関係で市政の運営を担う制度のことです。



二元代表制ってなに？

那覇市議会は こう変わります



市内4地区で、議会基本条例に対する市民のご意見を伺うために
タウンミーティングを開催しました

(議会報告会及び市民との意見交換)

第8条 議会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会を毎年、開催するものとする。

2 議会は、前項の議会報告会のほか、市民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場を設けるものとする。

【解説】

市民に対する説明責任を果たすための具体的な手法の一つとして、「議会報告会」の開催を義務付けています。また、議会報告会における意見交換に限らず、「市民との意見交換の場」を必要に応じて開催する旨を定めています。



たくさんの人が
参加したのね



インターネット
でも議会中継が見
られるんだ!



市内の5団体との間で、議会改革等に関する意見交換会を行いました

(広報広聴の充実)

第10条 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実を図るものとする。

【解説】

本市議会では現在、市議会ホームページで随時情報提供を行うほか、各定例会後に市議会だよりを発行し、広報活動を行っています。いよいよ、平成25年2月定例会から、インターネットによる映像配信が始まります。また、引き続き、沖縄ケーブルネットワーク株式会社(OCN)による定例会の生中継及び録画放送も行っていきます。

2月定例会からインターネット
映像配信がスタートします!!

議案に対する議員個々の
賛否を公表します



第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

(一問一答方式及び反問権)

第15条 議会の会議における質問等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、本会議又は委員会等において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することが出来る。

【解説】

本会議での質問等(代表質問、個人質問)について、これまでの一括質問・一括答弁から、一問一答方式でも行うことができること、市長等が議員の質問等に対して反問することが出来ることを定めています。

なお、反問権については、質問の内容確認だけではなく、議論を深めるための反論も認めることとしています。



発言者の顔が大きく映し出される100インチ大型モニター



那覇市章をモチーフにした円形のデザインで、議長の公平・中立を象徴するため、議員と執行部が対面となる配置としました

第5章 議員間討議による合意形成

(議員間の討議による合意形成)

第16条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあつては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

【解説】

議員相互間の自由討議を推進するとともに、活発な議論を尽くして、合意形成に努めることを定めています。

「那覇市議会基本条例」全文は、那覇市議会ホームページに掲載しています。どうぞ、ご覧ください。

ほんとだ！
円の形をしている



(委員会)

第19条 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 委員会は、その専門性と特性を活かし、市民に分かりやすい運営に努めるものとする。

3 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案について、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

4 議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を設置する。

- (1) 総務常任委員会
 - (2) 建設常任委員会
 - (3) 教育福祉常任委員会
 - (4) 厚生経済常任委員会
 - (5) 予算決算常任委員会
 - (6) 特別委員会は、必要に応じて議会の議決により設置する。
- 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

【解説】

第1項から第3項で委員会のあるべき姿や運営・開催方法について規定するとともに、第4項で委員会の種類、第5項で特別委員会の設置について定めています。

なお、委員会の具体的な運営等については、既存の委員会条例で定めていることから、第6項でその旨を規定しています。

平成25年(2013年) 2月那覇市議会定例会

会 期 日 程

自 平成 25年 2月19日(火) } 36日間
至 平成 25年 3月26日(火)

月	日	曜	種 別	日 程
2	19	火	本 会 議 ①	平成25年度市長の施政方針、議案説明聴取
	25	月	本 会 議 ②	代 表 質 問 ①
	26	火	本 会 議 ③	代 表 質 問 ①
	27	水	本 会 議 ④	個 人 質 問 ①
	28	木	本 会 議 ⑤	個 人 質 問 ②
3	1	金	本 会 議 ⑥	個 人 質 問 ③
	4	月	本 会 議 ⑦	個 人 質 問 ④
	5	火	本 会 議 ⑧	議案に対する質疑・委員会付託・報告に対する質疑 予算決算常任委員会①
	6	水	休 会	委員会(予算分科会)①
	7	木	休 会	委員会(予算分科会)②
	8	金	休 会	委員会(予算分科会)③
	11	月	休 会	予算決算常任委員会②
	13	水	本 会 議 ⑨	補正予算議案等の委員長報告・質疑・討論・表決 委員会(予算分科会)④
	14	木	休 会	委員会(予算分科会)⑤
	15	金	休 会	委員会(予算分科会)⑥
	18	月	休 会	委員会(予算分科会)⑦
	22	金	休 会	予算決算常任委員会③
	26	火	本 会 議 ⑩	委員長報告・質疑・討論・表決

○本会議 10日 ○委員会(分科会) 7日 ○予算決算常任委員会 3日

新庁舎では、駐車場が有料となりました。
傍聴にお越しの際は、できるだけモノレール、
バスなどの公共交通機関をご利用ください。

那覇市議会基本条例

検索